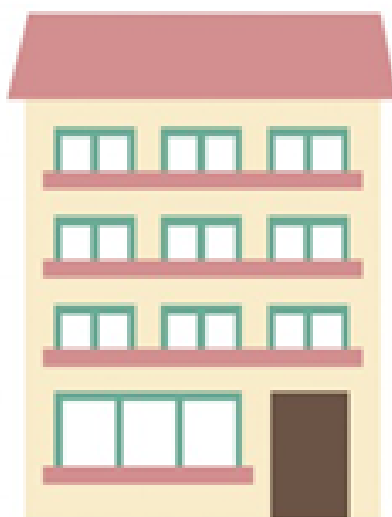


**令和2年度**  
**新発田市定住化促進事業**  
**《U・Iターン促進住宅支援事業補助金(家賃補助)》**  
**募 集 要 項**



**【目次】**

1. 事業の概要	.....	P.2
2. 補助対象者	.....	P.2
3. 対象建物、条件	.....	P.2
4. 補助金の額	.....	P.2
5. 申込み、募集件数、申込方法	.....	P.2
6. 補助金の交付方法	.....	P.3
7. 交付申請・変更交付申請	.....	P.3
8. 交付申請の取下げ・取止め	.....	P.4
9. 実績報告・請求	.....	P.4
10. 交付決定の取消・返還について	.....	P.5

問合せ先、申請受付窓口

新発田市 みらい創造課 ライフデザイン係

新発田市中央町3丁目3番3号 ヨリネスしばた 5階 電話(0254)28-9531

## 1. 事業の概要

新潟県内の企業に就職している方で、新発田市に転入する方を対象に賃貸住宅家賃の一部補助を行います。

## 2. 補助対象者

- (1) 新発田市内の民間賃貸住宅に居住し、新発田市に住民登録をした方で、居住を開始した日から6か月を経過していない方。
- (2) 転入日以後5年以上本市に居住する意思を有し、5年以上市外へ転出する見込みがない方。
- (3) 新潟県内の企業等に就業している方であって、次のいずれかに該当する方。
  - ア 新潟県内の企業等に常用雇用労働者として就業している
  - イ 新潟県内の企業等に雇用期間を定めて雇用されている者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上かつ厚生年金保険に加入している
  - ウ 新潟県内の企業等に1年以上の雇用が見込まれる
  - エ 個人事業主
- (4) 生計を一にする世帯員全員が納付すべき納期限の到来した市税を完納している方。
- (5) 他の公的制度による家賃助成を受けていない方。
- (6) 世帯に属するものいずれもが、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方。
- (7) 転入日前2年間新発田市に住所を有していない方。
- (8) 国家公務員及び地方公務員でない方。

※補助の交付対象とならない方

- ・生活保護法による保護を受けている方
- ・世帯員が暴力団等の反社会勢力である方、反社会勢力との関係を有している方。
- ・世帯員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある方。
- ・企業等の人事異動により、将来新発田市外へ転出する見込みがある方。

## 3. 対象建物、条件

新発田市内に所在する民間の賃貸住宅

※補助対象とならない物件

- ・勤務する企業等の社宅、事業所の寮及び市営住宅等の公共的な住宅
- ・2親等以内の親族が経営する賃貸住宅

## 4. 補助金の額

・賃貸住宅家賃…月額家賃の1/3以内 上限額1万5千円/月 最長24か月

※転入に伴い新発田市内の企業等に新規就労をされた方は、上限額が2万円となります。

## 5. 申込み、募集件数、申込方法

(1) 申込み

令和2年4月15日(水)～

(受付時間 8時30分～17時15分、土曜日、日曜日、祝日を除く)

※募集件数に達し次第受付を終了します。

(2) 募集件数 予算の範囲内

(3) 申込方法

申請書類を申請受付窓口(新発田市みらい創造課ライフデザイン係)へ直接提出してください。申請書は受付窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請者本人が直接提出できない場合は、代理人による申請手続きも可能です。その場合は、委任状を添付してください。

委任状は、ホームページに掲載されている様式をご利用ください。なお、次の事項が記載されていれば、別様式でもかまいません。

(委任状記載事項)

- ① 委任する相手の住所・氏名
- ② 委任する内容
- ③ 委任した日付
- ④ 委任した本人の住所・氏名(自署による)、押印

## 6. 補助金の交付方法

補助金の交付には、以下の手続きが必要です。

- (1) 交付申請 : 申請者が市へ申請書類を提出します。
- (2) 交付決定 : 書類審査後、市から申請者へ審査結果を通知します。
- (3) 実績報告・請求 : 交付決定後、申請者が市へ補助金実績報告書兼請求書に家賃納入証明書、住民票、雇用証明書を添え、年度毎に窓口へ報告します。(24 か月で 3 回の報告が必要です。)
- (4) 補助金交付 : 実績報告書類を審査し、補助金額の確定後、市から申請者が指定する金融機関へ補助金が振り込まれます。

## 7. 交付申請・変更交付申請

(1) 交付申請

補助金の交付を受けようとする方(申請者)は、以下の書類を市の受付窓口へ直接提出してください。

<交付申請時に必要な書類>

- ①新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ②雇用証明書(第2号様式)
- ③新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金誓約書(第3号様式)
- ④世帯全員の住民票(新発田市での新住所地のもの)
- ⑤世帯全員の直近の納税証明書

(市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の4つすべての未納がないこととの証明書。未成年者除く)

※課税証明書とお間違いの無いように御注意ください。納税証明書は各自治体によって様式が異なります。各自治体の窓口で御確認ください。

- ⑥賃貸住宅契約書の写し  
(契約書・重要事項説明書など、契約者印が確認できる書類が必要です。)
- ⑦個人事業主の場合は、税務署に提出した開業・廃業等通知書の写し
- ⑧過去2年間新発田市に居住していないことを証明できる書類  
(前住所地の住民票の除票。ただし、2年たたずに転出入を繰り返している場合は別途書類が必要になりますのでご相談ください。)
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※提出書類のうち、各種証明の発行に手数料が必要となります。予めご了承ください。

## (2) 交付決定

上記の交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、以下の書類により申請者に通知します。

- ① 補助金を交付する場合  
新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)
- ② 補助金を交付しない場合  
新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)

## (3) 変更交付申請

補助金の交付決定を受けた方が、やむを得ない事情により申請の内容に変更が生じた場合、速やかに「新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更申請書(第7号様式)」に関係書類を添付して市へ提出していただきます。市は、変更交付申請があったときは、その内容を審査し、「新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更交付決定通知書(第8号様式)」により申請者に通知します。

## 8. 交付申請の取下げ

交付決定後に、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、速やかに新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請取下書(第6号様式)により取下げを行ってください。

## 9. 実績報告・請求

次年度の4月になりましたら、速やかに第1回目の実績報告の提出をお願いします。令和2年度分の報告期限は、令和3年3月31日から4月10日までとなります。その後も令和3年度分については、令和4年3月31日から4月9日まで、令和4年度分については交付終了日より1か月以内の実績報告の手続きが必要です。

※提出期間が短いのでご注意ください。交付決定月にかかわらず、上記の期間中の提出が必要です。

＜実績報告時に必要な書類＞(令和2年度分実績報告)

- ① 新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書(第9号様式)
- ② 家賃納入証明書(第10号様式)
- ③ 世帯員全員の住民票(令和3年3月31日以降に発行されたもの)
- ④ 雇用証明書(第2号様式)(令和3年3月31日以降に雇用先から記載されたもの)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

実績報告の手続き後、補助の要件を満たしたと認められ、かつ補助金額が確定すると、市から新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金確定通知書(第11号様式)にて通知します。

併せて、市から申請者が指定する金融機関へ補助金が振り込まれます。

※補助金の振り込みは、請求日から30日以内を予定しています。

## 10. 交付決定の取消・返還について

以下の場合において、補助金の交付取り消す場合があります。

- (1) 交付決定者が市外へ転出した場合
- (2) 補助金の申請において偽りその他不正があったと認めた場合。
- (3) 企業等の人事異動等により本市内に定住しないことが明らかである場合
- (4) 市税等を滞納している場合
- (5) 正当な理由がなく実績報告を行わない場合
- (6) その他市長が必要と認めた場合

また補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときはやむを得ない場合を除き、補助金の返還を命じることがあります。